



VOL.68

トクちゃん新聞

10月号

10日は17回目の結婚記念日です！



平成24年10月5日
徳野会計事務所

〒530-0041
大阪市北区天神橋2-3-8
MF南森町ビル3階

TEL:06-6809-2205
FAX:06-6809-2206
URL: http://www.ft-tax.com/

★あるもの探し★



最近では毎年のように優勝争いをするホークスですが、強くなり始めた頃の主力メンバー小久保選手、城島選手が今期限りで引退。それぞれ41歳、36歳。世間ならまさに「これから」の年齢。スポーツのチーム作りってほんと大変だろうな・と改めて感じました。でもプロの場合は優秀な選手を長ければ20年ストックできますが、学生野球はそうはいかず、毎年毎年チーム作りをするのはもっと大変なんだろうな～なんて思っていました。そんな中、先日日経のスポーツ欄に、京大野球部の話が出ていました。関西学生リーグは関関同立近十京の6大学。プロにもなる選手を擁する他大学に比べ目に見えて戦力的に弱い京大。ところが、今秋は健闘しているそうです。元強豪高校監督である比屋根京大監督のコメントにしばれました。「ないものねだりはしない。**“あるもの探し”**です」

担当: 徳野



少ない部員の中に見つけた原石を磨く。年功序列では勝てないと1・2年生を積極的に抜擢。監督方針に反発する4年生同士の本音の話合い。これらが現在の健闘ぶりにつながっているようです。経営者たるもの「**たればは言うまい**、とわかっていながらも、「資金がもっとあつたら」「自分と社員をつなぐパイプ役がいてたら」とついつい思ってしまうこともあるのではないのでしょうか。ないものに着目するのではなく、あるものを探す。この秋、社員みなさんと**会社の“あるもの探し”**を試みるのはいかがでしょうか。

◆所得税 生命保険料控除制度の改正



担当: 福田



生命保険料や個人年金保険料を支払った場合、生命保険料控除として、所得税や個人住民税を計算する際に一定額を所得から差し引くことができます。税制改正により、**平成24年1月1日以降の「契約分」又は「更新分」についてのみ新制度枠が適用**されます(※)。今年も10月中旬以降保険会社から控除証明書が送られてきます。**新制度適用分については証明書内容が変わっている**はず。限度額の計算も変わっているので、**年末調整時や確定申告時**に保険料控除額を記載される方は**注意が必要**です。

旧制度			新制度		
控除枠	所得税	住民税	控除枠	所得税	住民税
一般生命保険料控除	5万円	3.5万円	一般生命保険料控除	4万円	2.8万円
個人年金保険料控除	5万円	3.5万円	介護医療保険料控除	4万円	2.8万円
			対象外保険料	-	-
			個人年金保険料控除	4万円	2.8万円
合計限度額	10万円	7万円	合計限度額	12万円	7万円

<介護医療保険料控除>

入院・通院にともなう給付部分にかかる保険料などがこの新設区分になります。

<対象外保険料>

身体の傷害のみに基因して保険金が支払われる特約等に係る保険料は対象外となります。これにより支払った保険料と控除証明額とに異なる場合が出てきます。

<合計限度額>

所得税の合計限度額が2万円増えて12万円になりました。(住民税は7万円のまま。)
(※)旧制度分と新制度分との両方が適用になる場合、各控除枠ごとに新旧有利な限度額が選択されます。

◆【書籍紹介】1年で黒字を実現する赤字企業再建術(PART IV)

【実態貸借対照表】で本当の経営状態を明らかに

担当: 杉山



貸借対照表の資産や負債の内容を一つひとつ洗い出し、企業実態に合わせて作りだした貸借対照表を「実態貸借対照表」と言います。例えば土地建物の固定資産が1億円あったとしても、時価評価額は1千万円かもしれません。在庫が2億円あったとしても、売れ残りや流行遅れの在庫で、商品価値が下がっているかもしれません。

こうして会社の実態を明らかにしていくと、中小企業の場合、実際には**債務超過**に陥っているかもしれません。

毎年決算時にこの作業をされることをお勧めします。(債務超過:負債(債務)が資産(財産)を上回っている状態)

損益計算書だけ見ていると、債務超過かどうかさえ分からず、又決算書の表面上の貸借対照表だけでも分かりません。

貸借対照表を見ると、損益計算書では分からなかった会社の実態を知ることが出来ます。

これまで**損益計算書の数字ばかりを気にしてきた経営者は頭を切り替え**、会社の財務実態を把握するためにも**貸借対照表を経営判断のベース**にしてください。

まず実態貸借対照表を作成し、会社の実態を把握したうえで、不要な資産を売却するなど資産のスリム化を図るべきです。

黒字企業は貸借対照表のスリム化を常に図り、**<BS経営(効率経営)>**の努力をしています。

これでこのシリーズは終わらせて頂きますが少しでも経営の参考になれば幸いです。

【書籍名】1年で黒字を実現する赤字企業再建術 発売元: 榊幻冬舎 著者: 榊原(クニハ)浩一



◆税務スケジュール(10月)

担当:岡村

10月10日(水)

- ・9月分 源泉所得税の納付
- ・9月分 住民税の納付(特別徴収)

10月31日(水)

- ・8月決算法人 確定申告
- ・2月決算法人 中間(予定)申告
- ・11月 2月 5月決算法人 消費税3ヶ月ごとの中間申告
- ・9月分 社会保険料



- ① 10月支払給与より、厚生年金保険の保険料率が変わります。また、算定基礎届によって決定された報酬月額が10月支払給与より改定になります。(翌月徴収の場合)
- ② 確定申告・年末調整のご準備をお願いいたします。「給与所得者の扶養控除等申告書」の記載内容の変動がないか、確認をお願いします。控除証明書が届く時期です。くれぐれも紛失されないように保管願います。東日本大震災の寄付を継続されている方は、今年も資料のご準備をお願いします。



◆ご紹介 《らくちんタイムカード》

担当:岡村

タイムカード機器がなくても、パソコンで出勤管理ができるソフトです。パソコンの起動時に「出勤時刻」、終了時に「退勤時刻」を出力ファイルに保存します。

また、1台のパソコンで全員の出勤時刻をマニュアルで打刻することもできます。

登録した出勤データは、弥生給与へ取り込むことができますので、簡単に弥生給与のタイムカード画面で勤怠計算ができます。

タイムカード(勤怠情報)を手入力した場合に比べて

時間がかからない ミスがない

タイムカード機器を購入する場合に比べて

カードやインクなど消耗品購入が不要

当然、弥生給与へデータを取り込んだ後にデータの訂正は可能です。

5人ライセンス、10人ライセンス、20人ライセンスの3パターンがあります。 便利なソフトですね。



◆「商人の5つの条件」

先人の知恵に学ぶ!

担当:池田

商品を売って利益を得る人を「商人」といいます。

この商人の「しょう」にかけて、商人の資格として昔の人は「5つの条件」を挙げています。

1. 「正人」であること・・・嘘をついたり、偽りをしないで、正直で正しいことをしなければならない。
2. 「省人」であること・・・利益を出すにはムダをなくし、効率的に仕事を進めなければならない。また反省して改善することが必要である。
3. 「匠人」であること・・・知識や技術、技巧に優れていなければならない。素人と同じようなレベルでは失格である。
4. 「笑人」であること・・・いつもニコニコしていて、お客様を明るい気持ちにさせるとともに、楽しい話題を提供する人でなければならない。
5. 「勝人」であること・・・商売は趣味ではないので、絶対に勝たなければならない。勝つことに執念を燃やすことが必要である。

これは、毎朝朝礼で読んでいる「仕事の記録帖」(文明出版社発行)の9月18日のページに掲載されていたものです。商人ということで「人」に対しての条件ですが、もちろん会社にも当てはまる事だと思います。企業として利益を出し続けることに執念を燃やし、社会に正直に、問題点の改善により効率化を図り、成長していく。そしてそこに働く社員、従業員の方々が社会のお役に立っているという実感を持ちながら楽しく仕事をされている。現在の厳しい経済環境の中、この5つの条件は現代にも通用することではないでしょうか?



◆スタッフより

担当:赤松祐光(ゆみ)



「ゆみちゃんのお花を見つけました！」
わくわくするメッセージを添えて届けられたメディアム胡蝶蘭。品種名が「yumi」。贈り主の気持ちも嬉しく、見るだけで思わずにっこりの幸せアイテムがまた一つお部屋に。「心ときめきたるもの／幸せ運ぶ白い蝶の舞い姿(枕草子風)」胡蝶蘭の花言葉は「幸せが飛んでくる」。幸せをお届けできる税理士になりたいと、将来、「税理士赤松祐光」のモチーフは「胡蝶蘭と太陽」に決め、ジュエリーデザイン中。未来への夢と希望は果てしなく。とはいえ、現実は一足飛びにはなかなかいかないものですが、「我思う故に 黄色い札が品種名☆我ありbyデカルト」目に見えているもの全てが、本物かどうかさえ心もとないこの世の中で、確かなものは唯一自分の思いだけであるとするならば、一番コントロールしやすく、かつ、しにくい自分の心を変えることこそ、「思考は現実化するbyナポレオンヒル」ための一番の近道のはず。人はかなわない夢は見ないと。きっとかなうその日まで。焦らず、前だけを見て、日々肅々と、精一杯歩んでいきたい神無月です(^^)♪



◆税務クイズ

担当:赤松

1. 非常用食料品としてフリーズドライ食品(賞味期間は80年間)を購入。税務上費用にできるのはいつ?
A. 備蓄時 B. 非常事態発生時 C. 資産計上して減価償却
2. 災害により会社に待機中の従業員らが使用する毛布等の用具類については、税務上費用にできるのはいつ?
A. 備蓄時 B. 非常事態発生時 C. 資産計上して減価償却

1. A. 備蓄時

食料品は消耗品であること、効果が80年に及ぶとしても、食料品は減価償却資産に含まれないこと、災害時用の非常食は、備蓄することをもって事業の用に供したと認められることなどから、備蓄時に費用とすることが認められています。



2. A. 備蓄時

毛布等の用具類については、基本は減価償却資産であるため、10万円を超えなければ、事業の用に供した時に少額減価償却資産として、費用にできます。災害用の用具類については、先ほどの1の非常用食料品と同様、備蓄時に事業の用に供したと考えられるため、備蓄時に費用とすることができます。ただし、「災害用」名目で、度を越えた購入をすれば、費用と認められない場合があります。